

事業者の皆様へ

西都市

最大 **25** 万円/年度
1団体あたり

地場産業販路拡大事業補助金

西都市では、中小企業者の販路拡大に資する取組を促進し、地場産業の振興を図るため、地場産展等の開催に必要な経費の一部を補助します。

対象者

地場産品を生産する事業者で組織する市内の団体

補助対象経費

市内で開催する物産展・展示会・商談会等の開催に要する経費

※会場使用料・会場設営費・備品借用費・広報費など

補助金の額

補助対象経費の3分の2以内

※同一年度内において、1団体あたり上限25万円



申請期限

事業実施の30日前まで

※交付決定前に事業実施した場合は補助対象となりません

【申請の流れ】

交付申請

交付決定

事業実施

実績報告

補助金交付

主な交付要件

- ・ 地場産品（市内で開発、製造、加工その他の工程の主要な部分を行っている商品又は製品）を生産していること
- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（専ら農業、林業又は漁業を営む者を除く。）で組織する団体であること
- ・ 既に交付決定を受けた団体の主たる役員が同一である団体その他実質的に同一と認められる団体でないこと
- ・ 市税等の滞納がないこと
- ・ 補助金の額が、予算の範囲内であること

※ 申請に必要な書類は、補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書、団体の概要が分かる書類及び団体の定款、規約若しくは会則並びに役員名簿及び構成員名簿です。



西都市 商工観光課 産業振興係

TEL:0983-43-3421